

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

市政情報の公開を求める権利を保障し、開かれた市政を推進するための「情報公開制度」と、市民の皆さんの個人情報の適正な取り扱いについて基本的なルールを定めた「個人情報保護制度」を実施しています。詳細は市ホームページをご覧ください。
問い合わせ／総務課（内線2298）



情報公開制度

市の活動を説明し、市政に参加していただくため、実施機関が保有する文書を公開する制度です。ただし、個人情報、法人や事業を営む個人に関する情報で、公開することにより権利や利益を害するおそれのあるもの等は、公開しません。昨年度は受付件数163件に対し、公開が75件、部分公開が63件、非公開が25件でした。

個人情報保護制度

●個人情報を取り扱う事務の届出

市の実施機関は、個人情報を取り扱う事務における取得・利用状況等を明らかにするため、個人情報取扱事務の届出が義務付けられています。昨年度末での取扱事務の登録数は右表のとおりです。

●保有個人情報の開示等の状況

市の実施機関が保有する市民の皆さんの自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止の請求ができます。昨年度は開示請求を35件受け付け、開示が8件、部分開示が24件、不開示が3件でした。

●個人情報の収集・利用の制限

市民の皆さんの個人情報は、本人同意や法令等に定めがあるとき、市民の皆さんの生命等の保護のため、緊急かつやむを得ないとき等を除いて本人から直接取得することとなっています。

また、届出した利用目的の範囲を超えた個人情報の利用や、実施機関以外への個人情報の提供は、本人同意や法令等の定め、審議会で公益上必要と認められたときなどを除いて禁止されています。

個人情報取扱事務の届出状況（平成28年度末）

実施機関	登録数
市長	938
教育委員会	118
選挙管理委員会	13
監査委員	3
農業委員会	5
固定資産評価審査委員会	1
議会	7
合計	1,085

制度の利用方法

市政情報の公開又は自己の個人情報の開示などを請求する場合は、情報を保有する課、総務課、両支所地域グループにお越しください（市政情報の公開請求は、FAXや郵送でも可）。

なお、自己の個人情報の開示等を請求する場合は、運転免許証等の写真付きの身分証明書が必要です。

都市計画の変更に関する説明会を開催

都市計画法第16条第1項に基づき、都市計画道路富士見通線等の変更に関する説明会を開催します。

とき／8月19日(土)10時～、13時30分～

8月27日(日)10時～ ※27日は主に北新宿第二土地区画整理事業区域内の方

ところ／吹上生涯学習センター

対象／市内在住の方及び市内に事務所を有する法人

内容／①都市計画道路富士見通線の一部区間廃止等 ②用途地域の変更（北新宿地区） ③地区計画の変更（北新宿地区） ④北新宿第二土地区画整理事業

申込み／不要

問い合わせ／都市計画課計画担当（内線3270）

